

津山圏域定住自立圏婚活イベント企画運営業務委託事業者審査基準  
(優先交渉権者の選考方法)

優先交渉権者の選考方法および得点配分について

1 優先交渉権者の選考方法

(1) 優先交渉権者の選考

優先交渉権者の選考については、以下の評価項目において、各基準により評価する。

企画意図

- ・企画内容が、発注者の目的及びコンセプトに合致しているか。

業務の実施体制

ア 津山市仕事・移住支援室及び津山圏域定住自立圏協定締結自治体との協議体制を含めた業務の実施体制が十分に整っているか。

イ 過去の実績や個人情報管理の徹底を含めた信頼性のある取組体制から、事業遂行能力が十分であると認められるか。

参加者募集

- ・参加者を集めやすい募集方法や広告宣伝内容、募集時期、時間、料金設定などを考えているか。

実施内容

ア 各結婚支援セミナー及び婚活イベントの内容が明確に示されているか。

イ 参加男女が交流する機会が多くなるプログラムが設定され、カップル成立に繋がるより高い事業効果が見込まれる内容となっているか。

ウ 工夫やアイデアが豊富で、参加者に訴求力がある内容となっているか。

エ 天候の変化等への対応を考慮した内容となっているか。

オ 各結婚支援セミナー及び婚活イベントが、準備、後片付けを含め、適切な運営が確保できるタイムスケジュールとなっているか。

参加者数の確保

- ・企画内容、参加者募集方法等などの総合的な観点から、参加者数が確保できる内容となっているか。(1回あたりの婚活イベント参加者が40名以上となるような企画内容、参加者募集方法等となっているか。)

全体スケジュール

- ・計画的な全体スケジュールとなっているか。

その他加点項目

- ・上記の他、業務全体の実施にあたり、予算の範囲内において、成婚数を増やすために効果的な提案がなされた場合は別途加点する。

費用

- ・費用対効果の観点から適正な見積額となっているか。  
(予算額の範囲内で最大限の効果を得られる内容となっているか。)

以下の前提条件を満たし、後述に定める採点方法により算出した、各項目の点数の合計が300点以上で最も高い者を、優先交渉権者として決定する。なお、応募者が1者の場合であっても、同様に評価を行うこととし、各項目の点数の合計が300点以上の者を、交渉権者として決定する。

**【前提条件】**

提案価格が「提案上限額」の範囲内であること。

業務期間内でスケジュールが組まれていること。

(2) 最高得点者が2者以上あった場合の優先交渉権者の決定方法

最高得点者が2者以上あった場合は、くじ引きにより優先交渉権者を決定する。

2 評価項目の配点

上記評価項目の点数については、合計500点満点とする。得点配分については【表1 評価項目の配点】のとおりとする。

**【表1 評価項目の配点】**

評価項目		配点
企画意図		50
業務の実施体制	ア	30
	イ	50
参加者募集		30
実施内容	ア	40
	イ	40
	ウ	40
	エ	30
	オ	30
参加者数の確保		50
全体スケジュール		30
その他加点項目		30
費用		50
合計		500

各評価項目の採点方法について

1 ~ の採点方法

上記「 - 1 - (1) 」に記載した評価項目について、企画提案書、企画提案プレゼンテーションの内容により評価を行う。

なお、各項目の採点にあたっては、【表2 企画提案書及び企画提案ヒアリング評価の判断基準】に基づき、0点から5点の6段階による評価を行い、【算出方法1 ~ 】の計算式により配点を算出する。

【表2 企画提案書及び企画提案ヒアリング評価の判断基準】

評価点	判断基準
5点	創意・工夫があり、特に効果的な内容である。
4点	
3点	平均的な内容である。
2点	
1点	指定した記述項目は網羅されているが、内容が乏しい。
0点	指定した記述項目が網羅されていないか、網羅されていても不適切な記述内容である。

【算出方法1 ~ 】

「 ~ 」 = 評価委員の評価点の和 ÷ 評価委員数 ÷ 5 × 各評価項目の配点  
上記計算を各項目でそれぞれ算出し、その総和の小数点以下第1位を四捨五入し、配点とする。

## 2 の採点方法

「企画提案実施要領」に記載した提案上限額により、「見積書（様式第5号）」に記載された見積価格の評価を行う。

なお、見積価格の採点にあたっては、【算出方法2 ~ 】の計算式により価格点を算出する。

【算出方法2 ~ 】

$$「 \quad 」 = \left[ 1 - \frac{（提案価格 - 提案上限額の80\%）}{（提案上限額 - 提案上限額の80\%）} \right] \times 50点$$

小数点以下第2位を四捨五入

見積価格が見積上限額の80%以下の場合は、一律、50点とする。

見積価格については、必要に応じて、価格調査を行う。